平成２４年（フ）第３０３号
大阪府泉大津市東助松町１丁目５番18号
債務者　橋本　剛憲
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
大阪府泉南郡熊取町大久保西10番16号―203、前住所大阪府泉南郡熊取町朝代西３丁目644番地の27
債務者　藤田　　隆
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
兵庫県加東市新町56番地１　ブライトメアリーＩ―101号
債務者　貝阪　　健
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１４６号
香川県木田郡三木町大字池戸2858番地５　コーポルピナス201
債務者　平田　史郎
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４７号
香川県木田郡三木町大字池戸2858番地５　コーポルピナス201
債務者　平田　文子（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４９号
香川県高松市国分寺町新居2281番地８
債務者　一柳　徳茂
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３３号
福岡県大牟田市高砂町55番地
債務者　工藤　節子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４５号
福岡県大牟田市平原町48番地１
債務者　廣田　幸子（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７７号
山口県山陽小野田市くし山２丁目４番16号　清光ガーデンハウス１―Ｄ
債務者　笠井　直美
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２０号
香川県坂出市富士見町２丁目１番29号
債務者　田村　明子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４３号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁61番地６　アークブリッジ1201
債務者　小山　香織
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４８号
香川県丸亀市今津町425番地２
債務者　宮﨑　秀明
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４０８号
千葉市稲毛区小中台町581番地事業団宿舎３棟307号
債務者　平塚　勝一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４５５号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番５棟203号
債務者　八木　嘉一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４７９号
千葉県船橋市三咲２丁目18番２号
債務者　松本佳代子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５０６号
千葉県八千代市八千代台北９丁目９番７号　セイント・えのさわ102号
債務者　下條　るみ（旧姓チョハン）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３２号
千葉市中央区星久喜町968番地６　シティ長栄105号
債務者　久保田浩二
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係